

○財務省告示第三十二号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十五年一月十五日に発行した政府短期証券の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年二月七日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第三百三十六回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に発行される入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八 額最 低額 面金	七 イ 払込 金 額						六 イ 発 行 額	五 イ 募 入 決定 の														
	行争 入札 発競	非争 格第I	者・第 I	特 別 参加	国債 市場	入札 発行		行争 入札 発競	非争 格第I	者・第 I	特 別 参加	国債 市場	入札 発行	イ 法 入 決定 の								
千 万 円				二 万 四 百 五十 円	四 千 五 百 三十 四 億 二 千 三 百 四十	九 十 万 六 千 円	五 兆 二 千 八 百 五十 一 億 五 千 八 百					千 万 円	額 面 金 で 四 千 五 百 三十 五 億 三	億 円 金 額 で 五 兆 二 千 八 百 六十 四	込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。	募 限 度 の 範 囲 内 に お い て 各 申 込 み の 額 を 割 り 当 て る 。	各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ご と の 申 込 み の 額 を 割 り 当 て る 。	当 て る 。	も の か ら そ の 応 募 額 を 順 次 割 り	各 申 込 み の う ち 応 募 価 格 の 高 い	価 格 競 争 入 札 発 行 「 と い う 。」	「 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非

